

欧州における特許訴訟における多国間問題 / 仮想事例に関する考察

Jan Willems

導入

特許訴訟に関する仮想事例はすべて、侵害者とされる者を特許権者が A 国で訴えることができるかという問題にたどり着く。

この問題には 2 つの側面がある：

- A. 管轄権の問題：裁判所は管轄権を有すると判断するか
- B. 侵害の問題：裁判所は、どのような場合に特許侵害を判断するか

管轄権

欧州では原則として、管轄権は国内法の問題である。しかし 20 年以上前から、これは事実上、2 つの条約によって規定されている。ブリュッセル条約とルガノ条約である。これらの条約は内容は同じだが締約国が異なる。おおざっぱに言えば、EU 諸国はブリュッセル条約の締約国であり、EFTA 諸国はルガノ条約の締約国である。

2002 年 3 月 1 日時点で、EU 諸国に関してはこの問題は、欧州共同体規則 44/2001 で規定される。これは特許侵害および有効性に関してブリュッセル条約と実質的に同一の内容をもつ。

適用される規則は原則として非常に簡単である：

- 管轄権のある裁判所は、被告住所地の裁判所である（複数の被告がいる場合には、原告は複数の裁判所の中から選び、そこですべての被告をまとめて訴えることができる）。
- 侵害が行なわれた地の裁判所にも管轄権がある（複数の国で侵害が行なわれた場合にも原告は選択権をもつ）。
- しかし、登録した権利（たとえば特許）の有効性に関しては、登録がなされた国の裁判所に専属的な管轄権がある。

これらの規則がその単純さにも関わらず問題を引き起こしうることは、容易に見て取れる。ほとんどすべての侵害行為において、特許は無効であるという抗弁が提起され、したがって侵害と有効性双方についての判断が必要である。

例：もし X が A 国と B 国で特許をもっており、（A に住所をもつ）Y によって A 国と B 国で侵害された場合、X は Y を、Y の住所がある A 国で訴えることができる。A 国の裁判所は、A 国と B 国双方の侵害に関して Y に対して差止命令を下すことができる。しかしもし Y が、特許は

無効であるとの抗弁を提起したとすれば、A 国の裁判所は何をすべきだろうか。もちろん、A 国で登録された特許の有効性について決定を下すことができる。しかし B 国の特許の有効性についての決定に関しては、B 国の裁判所のみが管轄権がある。

異なる裁判所はこの問題を異なる方法で解決する。ドイツとオランダの裁判所は、（仮差止命令の手續きに関する場合を除き）他の国で有効性についての決定が下されるまで、その国に関する侵害訴訟を一時停止する傾向にある。

英国の裁判官はさらに進み、他の国で有効性に関する抗弁が提起された時点で、侵害に関する管轄権は消滅すると判断する。

裁判所がどのような解決策を選ぶにしろ、現実の結果は同一である。ほとんどすべての侵害訴訟が無効の主張によって反訴されるので、特許権者は自分の特許が侵害されるすべての国の裁判所に行かなければならない。（余分な費用がかかるばかりでなく、矛盾する決定が下される可能性もある。）特許は地域的な権利であった（そして、である）ので、以前はこれは受け入れ可能であったと思われる。

しかし 2 つの展開により、特許制度の利用者にとってこの状況は受け入れられないものになった：

1. 複数の国で同一のクレームをもつ文字通り同一の特許を生み出す、EPC に基づく特許付与の集中化、および（決して批准されない、共同体特許条約の結果としての）特許に関する実体法的事実上の調和化
2. 国内市場の、共通の欧州域内市場への統一化。ますます欧州は、グローバルな（少なくとも多国籍の）企業がその商品を販売する単一市場として見られ、そのように扱われる。単一市場では、そのある部分では侵害であり、他の部分では侵害ではないとされる製品をもつことはできない。

この不幸な状況に対処するため、2 つの異なるイニシアチブが展開されている。

1. 欧州委員会が共同体特許の提案を行なった。
2. 幾つかの EPC 諸国（完全にではないがほぼ EU 諸国と一致する）は、これらの国の欧州特許に関するすべての侵害および有効性の問題に対して排他的な管轄権をもつ、二審制の超国家的な特許法廷を設立するために、欧州特許訴訟付随書（EPLP）と呼ばれる、EPC へのオプションの付随書を作成中である。

補遺 1 共同体特許

企図されている共同体特許は EPO によって付与される。他の欧州特許との唯一の相違点は、国ではなく EU 自体が指定されることである。EU 全体で有効（または無効）な単一の権原である。

問題点：EPC は、EU などの超国家的な組織をメンバーにすることができるように変わらなければならない。幾つかの国は、EPO の公式言語として自国語を認めさせるための手段として、あるいは EPO の仕事の幾つかを自国の特許庁に移すため、その同意の必要性を利用しようとしているようである。

さらなる問題：超国家的なベースで特許に対する管轄権を確立できるためには、EC 協定を改訂した二ス協定が批准されなければならない。アイルランドの拒絶以来、それがいつなのか、起こりうるのか、確かではない。

現在、主たるエネルギーが上記の問題に注がれているので、将来の共同体特許についての訴訟についての考え方はあまり議論されていないようである。

補遺 2 EPLP

基本的なアイデアは、別個のオプションの協定、つまり EPC の締約国は参加できるがそうする必要はないという協定において、欧州特許に対する超国家的な裁判所を設立することである。それは、すべての問題について全員一致の必要性を回避する。最大公約数のシステムが交渉され、パッケージを受け入れるか否かは各国が決定する。

提案された裁判所は第二審において、さまざまな国籍をもつ、経験のある特許裁判官から構成される 1 つの中央法廷をもつ。

第一審は中央裁判所ばかりでなく、希望するすべての国に地域裁判所もある。これらの裁判所もさまざまな国籍をもつ経験のある特許裁判官から構成され、それらの裁判官は自国の裁判所でも仕事を続ける。欧州全体のさまざまな法制度の最善の要素を組み合わせることによる、これらの裁判所に対するまったく新しい訴訟法が作成中である。この付随書はオプションなので、拒否権の乱用の余地はない。

この裁判所は、差止命令、損害賠償、仮差止命令、侵害商品の押収や没収、「saisie contrefaçon」、凍結命令、機密情報を保護する命令などを下す権限をもつ。

第一審の期間は、証人の審理が必要でない場合には約 12 カ月、そうでない場合には 15 から 16 カ月とされている。

このイニシアチブはかなり詳細に検討されている。付随書および訴訟法の文書案は、今年末にはまとめ、政府間会議に付すことができるだろう。

問題点：欧州委員会は、EU 加盟国にはこのような条約を締結する能力はないと考えているようである。この態度は、法的ではないにしても政治的な深刻な問題を引き起こしうる。

現時点での、9 あるいは 10 カ国にとって受け入れ可能と思われる提案（それ自体は 150 ページを超える）の要約を、付録としてこの論文に添付する。

侵害？

欧州では、侵害がなされたか否かの問題も、国内の裁判官によってその国内法に基づき決定される。この問題は部分的にのみ調和化されている。よく調和化されているものは、どのような行為が侵害となるかという問題である。それは生産、使用、販売、申込、輸入および保有である。理論上でも調和化されているのは、特許による保護の範囲である。それは、すべての EPC 締約国において、EPC 第 69 条およびその条の付随書で決められている。しかし表現は曖昧であり、それぞれの法域で異なる境界線を定めることが可能である。¹ しかし、欧州の裁判官は EPO の支援の下で、この困難な問題についての見解を調和化しようとしている。EPO は、各国の国内特許判事のために、最近の決定および仮想事例を議論する 2 年に 1 度の会議を組織している。

まだ調和化されていないのは次のような問題である：何が共同侵害を構成するか、侵害はどの場所で生じるか、侵害のすべての要素が一つの国に存在しなければならないかなど。これらの疑問はすべて、不法行為に関する国内法に基づき決定される。したがってここでは、欧州全体の回答を提示することはできない。

¹ EPC 第 69 条 (1)

欧州特許または欧州特許の出願によって付与される保護の範囲は、クレームの用語によって決定される。しかしクレームの解釈には説明および図面を使うものとする。

第 69 条の解釈に関する付随書は次のように記す：

第 69 条は保護の範囲 (・・・) が、クレームで使用されている表現の厳格な文字通りの意味によって定められ、説明と図面はクレームに見られる曖昧さを解決する目的でのみ利用されると理解されるという意味に解釈されるべきではない。また、クレームは指針としてのみ機能し、付与される実際の保護は (・・・) 特許権者が意図したものに適用されるという意味に解釈すべきでもない。そうではなく、特許権者に対する公正な保護を、第三者にとっての妥当なレベルの确实さと組み合わせた、これらの両極端の間の立場を定めると解釈されるべきである。

付録：EPLP 案の要約

将来の欧州特許に関する司法組織の構造

5名の国際的メンバーの合議体からなる第二審裁判所があり、少なくともそのメンバーのうち3名が弁護士、また少なくとも1名のメンバーが技術専門裁判官である。

さらに、3名の国際的メンバーの合議体からなる第一審裁判所があり、そのうち2名が弁護士、1名が技術者である。

このEPC1はその所在地に中央部をもつ。(しかし中央部は原則として、必ずしもその所在地ではない被告の住所で開廷する。)さらにEPC1は地域部をもちうる(将来は必ずもつ)。すべての国または国のグループは、少なくとも2名の経験のある特許裁判官を提供できるならば、少なくとも1つの地域部を要求することができる。1つの国(または地域部)が1年に100を超える(欧州特許に関する)特許訴訟を扱った場合、新たな地域部の設立を要求できる。しかし1締約国当りの地域部の最大数は3とする。

この構成の有利な点は、訴訟が関係者の近くでなされうることばかりでなく、国内の裁判所で働いている、(数少ない)経験のある特許裁判官を利用できることである。特許裁判官は、あるときは欧州裁判所の裁判官として働き、あるときは国内の裁判官として働き続けることができる。

各地域部は、それ自身の訴訟での言語をもつ。いくぶん単純化すると、もしある地域部の所在地の国が、その国内言語の1つとしてEPCの公式言語をもっているならば、その言語がその地域部での訴訟における言語となる。もしある地域部の所在地の国がかかる国内言語をもっていないならば、その国はEPCの公式言語の1つを指定しなければならず、それが訴訟での言語となる。

すべての法律専門裁判官は中央部または地域部のいずれかの常任メンバーとされ、その結果として自動的に他のすべての部の臨時メンバーとなる。技術専門裁判官は中央部の常任メンバーとなり、その結果として自動的に地域部の臨時メンバーとなる。

登録所は、EPJの所在地にある中央登録所と、EPC1の地域部がない締約国を含むすべての締約国の登録所支部から構成される。

訴訟はどの登録所(またはその支部)にも提起できる。まず受け取った登録所(またはその支部)が形式をチェックし、ブリュッセル/ルガノ条約の管轄権に関する規則、管轄権に関するEU規則(EU規則44/2001、2002年3月1日に発効)を厳格に適用した場合に、原告の意見に従ってその訴訟を扱うべきことになる部に送る。

その部が訴訟の割り当てに同意しない場合には、その訴訟をEPC1の委員長に送り、委員長が、どの部がその訴訟を扱うかを決定する。

管轄権をもつ部は、その金銭的重要性(敗訴側当事者が最後に支払う裁判所費用およびコスト双

方の結果とともに) に関して、および関係する技術分野に関して、その訴訟を分類する。

さらに、その訴訟を扱う合議体を結成する。合議体は報告担当者でもある 1 名の法律専門裁判官（望むらくはその部からの）、委員長でもある他の国の法律専門裁判官、および関係する技術分野に詳しい技術専門裁判官からなる。この合議体の構成は厳格な規則に基づきなされ、裁判官の選択に関して裁量の余地は残さない。

報告担当者は、口頭手続きまたは審議のための準備をする責任をもつ。委員長は報告担当者による議論の終了時点から、口頭手続き、審議、および訴訟管理の実施に責任をもつ。技術専門裁判官は、委員長、報告担当者または両当事者が望ましいと考えた場合には共同報告担当者に指名されうる。

裁判所の権限

裁判所は下記の権限をもつ。

- 侵害の停止命令
- 損害賠償金の支払い命令
- 侵害する商品および / またはそれが付いている機器の没収命令
- 訴訟中のそれら商品の仮差押え
- 侵害する商品の生産および流通に関する第三者が誰であるかを原告に伝える命令
- 当事者のある種の行動から結論を導く権限
- 損害賠償金の担保としての金銭の裁判所への支払い命令、または他の形での担保の提出命令
- 訴訟におけるある種の文書または物品の提出命令
- 当事者の財産についての検査などの命令（「saisie contrefaçon」）
- 当事者の資産に関する凍結命令
- 商売上の秘密に関する保護命令

訴訟手続規則

これらはまだ作成中である。一般的に言えば、下記の特徴をもつ：

両当事者が証拠において提出した事実について、裁判所は法律に基づき決定するものとする。一般によく知られた事実の他に、裁判所は申し立てについて、裁判手続きの濫用を疑う場合にのみ証拠において提出されていない事実を考慮する。

裁判所は、EPC、付随書、および適用可能な範囲での関係 EPJ 国の国内法で定められている法律を適用する。これらの法源が異なる場合、この順番で優先する。裁判所は当事者が引用しない法律の規定を適用することもできる。

第二審では、新しい事実および / または証拠は例外的な場合にのみ認められる。

訴訟手続きは厳格に構成され（第一審の継続期間が 12 カ月以上にならないように）、書面段階、指示段階および口頭審理に分けられる。

両当事者は、欧州特許弁護士によって代表されなければならない。原則として、国内のすべての弁護士は、通常の民事訴訟でクライアントを代表する資格をもつ。

欧州特許弁護士は、特許局にあるリストに氏名が記載されている専門家代表である技術顧問（特許アトニー）の補助を受けることができる。この技術顧問は裁判所で発言する権利をもつ。

報告担当者が訴訟を厳格に管理する。しかしこの点に関する報告担当者の決定は、関係当事者の要請で合議体全体によって変更されうる。原則として書面段階は、各当事者 1 つの文書から構成される。

例外：

- a. もし答弁書の中に反訴があれば、もちろん反訴に対する抗弁書がなければならない。
- b. 裁判所は当事者に追加文書の提出を許可することができ、また必要だと感じたときには当事者に、そうすることを要求することができる。

指示段階は報告担当者（技術専門裁判官が付き添うこともある）と両当事者の会談から始まる。この会談はそれ以降の予定を定める訴訟運営会談となるばかりではない。和解の可能性を評価し証拠の問題を議論する場でもある。報告担当者は口頭弁論の用意ができていると判断したらずぐに議論を終了させ、委員長に訴訟の指揮を譲る。委員長は、一方の当事者によって要請されたか、合議体のメンバーの 1 者が望んだ場合には口頭弁論を促す。委員長は合議体による訴訟についての議論および決定も促す。

制裁措置

侵害に対する制裁措置は、損害賠償金の支払い命令である。損害賠償金に関する一般則は、付随書の中で TRIPS を考慮して定められている。

また、裁判所の命令に従わないことに対する制裁もなければならない。

裁判所の命令は、いわゆる *astreinte*（仏：強制）によって執行する。つまり、差止命令あるいはその他の裁判所の命令に従わない当事者は、最終的に誰が正しいことになるかという問題とは無関係に、相手方当事者にかなりの金額を支払わなければならない。金銭の支払いに対するこの命令はすべての国で執行可能である。

暫定的措置

EPJ から速やかな仮差止命令やその他の暫定的措置を受ける可能性もある。これらの措置を国内の裁判所に要請する可能性も残されているが、それは国境を超えた効果はなく、EPJ での訴訟が

係属中または開始されていない限り継続期間は限定される。

証拠

証拠に関しては、供述した事実可依拠する各当事者は、どのような証拠を提示するのかを述べ、その事実の証拠を提示すべきである。

遅くともかかる供述が争われたら直ちに、また当事者がかかる論争を合理的に予想できるときは最初にその供述を行なうときに、その事実の証明をしなければならない。裁判所は証拠が提示されていない事実の供述を無視することができる。書面での証拠は一般に大きな問題はない。書面での証拠は比較的少ない金銭、時間およびエネルギーしか費やさない。したがって書面での証拠（前記の証人の宣誓供述書を含む）が当事者から合理的に期待できるときは直ちに提出すべきである。（上記参照）。さらに、裁判所は常に、一定の文書を要請する可能性をもつべきである。証人は時間と費用をもっとも費やす証拠なので、原則として証人による証拠はまず、書面での宣誓供述書という形で提出すべきである。証人本人の審理は宣誓供述書を得る可能性がなかった場合（たとえば証人が拒否したので）、または1人または複数の裁判官が証人本人の審理を望んだ場合になされる。証人は、裁判所が許可した後に、裁判所が定めた点に関してのみ証言することができる。裁判所は、報告担当者の決定または合議体全体の決定のいずれかの形で許可を与えることができる。報告担当者が1人または複数の証人の証言を認めなかった場合、関係者は合議体全体に救済を求めることができる。審理は、報告担当者のみによってなされるべきであるとすべての当事者が要請したか、合議体自身がそのいずれかのメンバーに審理を委託した場合を除き、原則として合議体全体によって行なわれる。

さらに、保護命令の形で機密の知識を保護する規則がある。たとえば、一定の情報は他方当事者の弁護士にのみ提示されるべきであり、弁護士はそのクライアントとその知識を共有しないと命令される可能性がある。あるいは裁判所は、一定の情報がその係争中の訴訟以外では使用できないと命令することもありうる。

専門家証人に関しては、裁判所は、当事者が自身の専門家からの報告書を提示する権利とは別に、裁判所が当事者との協議の後に専門家を指名する可能性もある。